

参考資料 PCB 廃棄物の種類ごとの比較

	PCB 特措法前から認識されていた PCB 廃棄物		PCB 特措法施行後に明らかになった PCB 廃棄物	
	トランス・コンデンサ等	安定器・汚泥等の PCB 汚染物	微量 PCB 混入電気機器	
概要	PCB を使用した電気機器又は PCB に汚染されたもの (PCB 使用機器は昭和 47 年に製造を中止)		絶縁油の再生処理過程で PCB が混入したもの	非意図的に PCB が混入した電気機器、新油使用柱状トランス、OF ケーブル
PCB 濃度	トランス：60% (600,000ppm) コンデンサ：100% (1,000,000ppm) PCB 汚染物：含有する PCB 量による		数 10ppm (PCB 使用トランス等の数万分の 1)	
推定 PCB 量	約 2 万トン	数百トン	再生油使用柱状トランス：約 3.1 トン	電気機器：約 3 トン 新油使用柱状トランス：約 0.1 トン OF ケーブル：約 20kg
処分量の見込み	約 34 万台	安定器：約 6 百万個 感圧複写紙：約 7 百トン ウエス：約 2 百トン 汚泥：約 2 百トン	再生油使用柱状トランス：約 381 万台 (推定汚染台数：約 291 万台)	トランス等：約 120 万台 新油使用柱状トランス：約 40 万台 OF ケーブル：約 1,400km
判別方法	機器の銘板記載内容や製造年等により判別		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB が混入しているか判別するためには測定が必要</li> <li>・ 再生油使用柱状トランスについては、機器ごとの測定は行わず、全て処理する計画</li> </ul>	
処理方法	脱塩素化分解 等	熔融分解 等	脱塩素化分解 等	
処理体制	日本環境安全事業株式会社による処理		電力会社による自社処理	

(出典：中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 微量 PCB 混入廃重電機器の処理に関する専門委員会 資料)